

株 主 各 位

東京都港区浜松町1-6-15VORT浜松町 I

株式会社 多摩川ホールディングス

TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.

代表取締役社長 梶 沢 徹

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日（金曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 神奈川県綾瀬市上土棚中3丁目11番23号
株式会社多摩川電子 3階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | <ol style="list-style-type: none">第54期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件第54期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

第1号議案	資本準備金の額の減少の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役7名選任の件
第4号議案	監査役1名選任の件
第5号議案	補欠監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を有する株主ではない代理人及び同伴の方などはご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tmex.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tmex.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含んでおります。
- ◎新型コロナウイルスによる感染症への対応として、株主総会に出席される株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮いただきご来場お願い申し上げます。
- また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、2022年6月23日（木曜日）の午後6時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
5. 各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
6. 電磁的方法による招集通知の発送に同意した株主様には当該株主様から請求があった場合に議決権行使書用紙を送付いたします。
7. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。
なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
8. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）
2. 上記1以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 代行事務センター
電話番号 0120-782-031（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響、米中問題の動向及びその先行き、政策に関する不確実性、世界的な半導体不足、原油高などが世界経済に与える影響、また本年に入りロシア/ウクライナ情勢の悪化が加わり、より一層の混迷、先行き不透明な状況で推移しております。特に新型コロナウイルス感染症の拡大は引き続き大きな影響をもたらしており、2021年7月12日の日本政府による第4回目の「緊急事態宣言」発出により、顧客への訪問や対面での商談が著しく制限される中、当社グループにおきましては、不要不急の外出制限、検温やマスク着用等の対策を実施した上で、在宅勤務の継続及びWeb会議の開催により、感染拡大防止と営業活動の両立に努めてまいりました。

このような経営環境のもと、電子・通信用機器事業につきましては、2020年に商用運用が開始された5G関連市場や公共関連市場を中心とした拡販営業に加え、新型コロナウイルス感染症による非接触型営業（インサイドセールス）として、新規顧客の引合い増加を目的としたホームページの刷新・拡充など、時代の変化に合わせた取組みにより、新規市場や顧客開拓にも力を入れ新たな領域の受注獲得を行ってまいりました。

また、継続的に「製品の高付加価値化への取組み」、「事業領域の拡大・開拓」、「業務提携先との共同開発」を推進しながら、自社開発品の提案強化を図ってまいりました。

結果、従来のアナログ高周波製品以外に各種業務用無線で使用される光関連製品をはじめ、高速信号処理に不可欠なデジタル信号処理装置、大容量データの無線伝送に必要なミリ波帯、テラヘルツ帯域製品等、新規開拓顧客と新しい市場からの引き合いも増加しており、次世代の光ネットワーク構築に向けた研究開発に用いられる『光半導体信頼性評価装置』の受注や、『Beyond 5G/6Gの産学協同研究』の採用など、積極的な取組みが大きな成果につながっております。

移動体通信分野におきましては、当第3四半期までは5G関連市場をはじめ、高周波コンポーネントの需要は好調に推移してまいりましたが、当第3四半期に入り、格安料金プランに切り替えるユーザが想定以上に増加したことにより、通信事業者各社は減収減益となることを発表しており、その影響でインフラ投資が抑制されました。また、投資を抑えてインフラを拡大する手段として、インフラ

シェアリングの需要が増加することが予測されますので、インフラシェアリングでのシェア拡大を目指し取り組んでまいります。

海外向け移動体通信設備関連につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、遠隔での新規顧客への提案活動は継続しておりますが、大きな進展はございません。

公共分野におきましては、関西国際空港様採用の『空港MCA用光DASシステム』をはじめとした業務用無線や、災害対策、監視システム向けとしての光伝送装置、デジタル信号処理装置等の需要が増加してきており、更なる需要拡大を図ってまいります。また、『国土強靱化対策』としての国家プロジェクトへの開発段階からの参画で、長期的、安定的な受注の確保に取り組んでまいります。

その他にも、ドローンビジネス市場に向けた監視ユニットには自社開発技術の投入や、民間衛星ビジネスへの参入など、積極的な事業領域の拡大を推進していくとともに自社開発品の提案強化により、電子・通信用機器事業全体としての安定した事業基盤を確立するべく、引き続き当社グループの収益拡大に向けた活動を継続してまいります。

再生可能エネルギー事業においては、北海道登別市太陽光発電所を2021年6月に売却しました。また、小型風力発電所や太陽光発電所の売却は、概ね計画どおりに推移、達成し、当期は新たに10基の小型風力発電所が連系いたしました。今後は発電所の売却資金や銀行によるプロジェクトファイナンス、協調融資、サステナブル融資等、資金調達の多様化を図り、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に精緻な収益構造、成長性を担保してもらうべく、最短でのIFRS（国際財務報告基準）導入を見据え、2023年3月期より小型風力発電所の保有を中心とした国内企業では唯一無二の再生可能エネルギー事業におけるビジネスモデル構築を目指し、同事業の組織をはじめとする各種機構、構造改革に着手いたします。同時に1基毎が小規模な小型風力発電所の開発によって、リスク分散や収益性・機動性を確保することで事業リスクの低減を図り、新たな再エネ電源の開発を加速することで、継続的な温室効果ガスの削減に貢献してまいります。

また、2023年3月期以降の施策といたしまして北海道根室市の大型風力発電所（1.984MW）等の中型及び大型プロジェクトへの参画やインドネシア東ヌサ・トゥンガラ州フローレス島の小水力発電所プロジェクトへの参画など、未来へ向けた電源の多様化にも着手してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は、6,325百万円（前年同期比56.5%増）、売上高は、6,236百万円（前年同期比7.5%減）となりました。損益面については、営業利益379百万円（前年同期比79.1%増）、経常利益331百万円（前年同期比172.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は148百万円（前年同期比64.8%増）となりました。

電子・通信用機器事業につきましては、需要も安定的に増加し続けており、今後も堅調に推移していくことが予測される公共関連市場を販売拡大活動の中心と

位置づけ、新規顧客の開拓に注力してまいります。また、新たな市場への参入など、積極的な事業領域の拡大を推進していくとともに自社開発品の提案強化により、電子・通信用機器事業全体としての安定した事業基盤を確立するべく、引き続き当社グループの収益拡大に向けた活動を継続してまいります。

当社グループは、再生可能エネルギー事業に加え環境事業全般について国内にとどまらず、東南アジアを中心とした海外での展開を積極的に検討しており、同事業の業容拡大を図るべく、投資活動を積極的に行ってまいります。当社グループは従来以上にCO2削減、地球温暖化への対策にグループ全従業員と共に取り組み、当社を取巻くステークホルダーの皆様にESG経営への積極的な情報開示及びSDGs目標達成に向けた積極的な挑戦をしてまいります。

事業の種類別セグメントの経営成績の状況は、以下のとおりです。

なお、当連結会計年度の期首より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

a. 電子・通信用機器事業

電子・通信用機器事業については、世界的な半導体や非鉄金属材料の品薄による納期遅れ対策として、顧客の前倒し発注が増加したため、受注高は4,326百万円（前年同期比20.6%増）となりました。

しかし、売上高については、直近の電子部品等の品薄への対策を講じるも影響は避けられず、一部部品の納期遅れによる生産延伸などにより、期初計画には届かず、4,135百万円（前年同期比3.2%増）となり、セグメント利益は607百万円（前年同期比24.6%増）となりました。

b. 再生可能エネルギー事業

当第1四半期末に売却した北海道登別市太陽光発電所を含めて、稼働済み静岡県島田市のソーラーシェアリング発電所をはじめとした各太陽光発電所及び北海道にて開発を進め2022年3月末までに連系した10基の小型風力発電所は、計画通りに売電しております。北海道登別市太陽光発電所や再生可能エネルギー発電施設を投資対象とするファンドなどへ小型風力発電所を売却し、概ね期初計画どおりに推移いたしました。他方、長崎県五島市荒神岳発電所（5.8MW）を前期（2021年3月）に売却した反動から前期に比して売上高の減少となりました。受注高は、1,999百万円（前年同期比340.4%増）、売上高は2,100百万円（前年同期比23.2%減）、セグメント利益は178百万円（前年同期比31.4%増）となりました。

事業区別	売上高	受注高
電子・通信用機器事業	4,135百万円	4,326百万円
再生可能エネルギー事業	2,100百万円	1,999百万円

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、92百万円であり、その主なものは、電子・通信用機器事業における開発・製造用計測器などの設備の増加によるものです。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に再生可能エネルギー事業における小型風力発電所の開発を目的として、長期借入金312百万円を調達いたしました。

当連結会計年度において、新株予約権の行使により、121百万円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (2019年 3 月期)	第 52 期 (2020年 3 月期)	第 53 期 (2021年 3 月期)	第 54 期 (当連結会計年度 (2022年 3 月期))
売 上 高(千円)	3,841,699	6,332,983	6,742,412	6,236,197
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	128,563	439,431	90,232	148,697
1株当たり当期純利益(円)	29.58	96.42	16.62	25.70
総 資 産(千円)	9,572,670	9,423,180	8,386,929	8,359,398
純 資 産(千円)	3,368,524	4,156,857	5,162,922	5,442,513
1株当たり純資産額(円)	762.11	830.77	900.87	926.00

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
- 2 当社は、2018年10月1日付で株式併合（普通株式10株につき1株の割合で併合）を実施しております。これに伴い、第51期の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
- 3 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (2019年 3 月期)	第 52 期 (2020年 3 月期)	第 53 期 (2021年 3 月期)	第 54 期 (当事業年度) (2022年 3 月期)
売 上 高(千円)	183,428	181,139	189,754	216,771
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△79,943	△104,579	△123,898	△49,180
1株当たり当期純損失(△) (円)	△18.40	△22.94	△22.82	△8.50
総 資 産(千円)	3,428,630	3,974,033	4,514,998	4,372,484
純 資 産(千円)	2,623,417	2,874,716	3,660,530	3,700,549
1株当たり純資産額(円)	593.33	574.37	638.15	629.06

- (注) 1 1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
- 2 当社は、2018年10月1日付で株式併合（普通株式10株につき1株の割合で併合）を実施しております。これに伴い、第51期の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。
- 3 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社多 摩 川 電 子	310百万円	100.0 %	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売
株式会社多摩川エナジー	10百万円	100.0 %	再生可能エネルギー事業及びそれに附帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 3	1 百万円	(間接) 100.0 %	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
株式会社G P エナジー 3-A	3 百万円	(間接) 100.0 %	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー C	0百万円	(間接) 100.0 %	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー D	0百万円	(間接) 50.0 %	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー E	0百万円	(間接) 100.0 %	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー F	0百万円	(間接) 100.0 %	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー G	0百万円	(間接) 100.0 %	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー H	0百万円	(間接) 100.0 %	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー I	0百万円	(間接) 100.0 %	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー J	0百万円	(間接) 100.0 %	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
合同会社G P エナジー K	0百万円	(間接) 100.0 %	再エネ発電所事業等及びそれに附帯関連する一切の事業
株式会社T H D 総合研究所	1百万円	100.0 %	海外における再生エネルギー事業に係る調査、研究の推進
株式会社多 摩 川 ESGNAC	3百万円	(間接) 100.0 %	植物・農産物の生産、加工、販売及び植物・農産物の生産に関する調査、研究、開発
TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD	61百万円	(間接) 100.0 %	通信用機器及び部品並びに電子応用機器の製造及び販売
THEG PTE. LTD	16百万円	100.0%	再生可能エネルギーに関わる事業全般

② 持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 持 分 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ウインドパワードットコム株式会社	10百万円	50.0 %	風力発電事業に関するコンサルタント業務

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社多摩川電子	神奈川県綾瀬市	1,585,000千円	4,372,484千円

(4) 対処すべき課題

電子・通信用機器事業におきましては、世界的な半導体や非鉄金属材料の不足、原油高により部品材料や輸送費の高騰、また本年に入りロシア/ウクライナ情勢の悪化が加わり、より一層の混迷、先行き不透明な状況で推移すると想定しています。

このような状況下で、半導体や非鉄金属材料の品薄状況が続いており、部材入手の対策を講じるも影響は避けられない状況です。顧客との契約納期に関しましても、部品納期の影響で製品納期を後倒しとした契約が増加しており、来期売上高への影響は免れない状況です。そうした中、各市場への拡販活動に加え新規市場への開拓を行った結果、市場からの認知度も高まり顧客からの大型引合いが増加していることから、部品材料の品薄状況が落ち着いた際には、売上高の増加が期待できるものと確信しています。

このような背景から、今後は従来のモジュール・コンポーネント規模の提案から、装置、サブシステム、さらにはより大規模なシステムによる「ワンストップでお客様の問題を解決するソリューション型の提案」を行い、「製品の高付加価値化」と業績の拡大を目指すために、従来からの「アナログ・高周波技術」と、「デジタル信号処理技術」の融合、及び「戦略パートナーとの共同開発」をさらに進めてまいります。また、ベトナム子会社においては、「新鋭設備の導入」と従業員の教育・訓練により、通信・放送インフラにおいては特に重要な品質に関して、「最高レベル品質」の製品を低価格で提供することにより、海外の大手顧客に訴求し、受注の拡大を目指してまいります。これらの経営戦略により、安定した経営基盤の確立と事業領域の拡大を推進してまいります。

再生可能エネルギー事業では、新たな再生可能エネルギー発電所の開拓を継続し、持続的な成長を続けることが経営課題であると考えております。

太陽光発電所においては、これまでに蓄積した開発ノウハウを活用し、低コストでの開発を続けてまいります。また小型風力発電所においては、前連結会計年度に完成した発電所が順調に稼働しており、開発力の強化とともにオペレーション機能の強化も図ってまいります。

さらに、持続的な成長を果たすべく、開発した発電所を保有する比率を高め、売電収入を獲得する方針への移行も視野に入れております。

当社といたしましては、再生可能エネルギー発電所の開発を推進することで社会の要請に応え、同時に中長期に向けて企業価値の拡大並びに利益の最大化に努めるべく引き続き尽力してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	主 要 製 品
電子・通信用機器事業	高周波電子部品（アッテネータ、スプリッタ、カプラ、スイッチ、フィルタ）、光関連・電子応用機器（光伝送装置、周波数コンバータ、アンプ、周波数シンセサイザ、デジタル信号処理装置、映像監視システム、各種試験装置）等
再生可能エネルギー事業	分譲販売用発電所、再エネ発電所で発電した電力の販売、また保有する発電所の売却

(注) 当連結会計年度から事業区分を従来の「再エネシステム販売事業」と「再エネ発電所事業」を統合して新たに「再生可能エネルギー事業」に変更しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

当 社	本社：東京都港区浜松町
株式会社多摩川電子	本社・工場：神奈川県綾瀬市
株式会社多摩川エナジー	本社：東京都港区浜松町 鹿児島事務所：鹿児島県鹿児島市
株式会社G P エナジー 3	本社：東京都港区浜松町 大間黒岩風力発電所：青森県大間市
株式会社G P エナジー 3-A	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー C	本社：東京都港区浜松町 大間二ツ石風力発電所：青森県大間市
合同会社G P エナジー D	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー E	本社：東京都港区浜松町 島田ソーラーシェアリング発電所：静岡県島田市
合同会社G P エナジー F	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー G	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー H	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー I	本社：秋田県秋田市町
合同会社G P エナジー J	本社：東京都港区浜松町
合同会社G P エナジー K	本社：東京都港区浜松町
株式会社T H D 総合研究所	本社：東京都港区浜松町
株式会社多摩川 ESGNAC	本社：東京都港区浜松町
TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD	工場：My Hao Town, Hung Yen Province, Vietnam 営業所：Hoa Hung, Ward 13, District 10. Ho. Hcm.
THEG PTE. LTD	1 Phillip Street #03-01, Royal One Phillip, Singapore

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
電子・通信用機器事業	232 (9) 名	5名増 (5名減)
再生可能エネルギー事業	8 (1) 名	3名増 (―)
全社 (共通)	11 (―) 名	2名減 (―)
合計	251 (10) 名	6名増 (5名減)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より、事業区分を「電子・通信用機器事業」「再生可能エネルギー事業」に変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11名	2名減	40.4歳	3年8ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社北都銀行	177,110千円
オリックス株式会社	133,105千円
株式会社東日本銀行	127,406千円
シャープファイナンス株式会社	91,790千円
株式会社香川銀行	91,600千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 13,419,600株
 (2) 発行済株式の総数 5,927,900株 (自己株式61,484株を含む)
 (3) 株主数 6,383名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
BNP Paribas Securities Services Singapore/Jasdec/UOB Kay Hian Private Limited	933,800株	15.91%
樹 澤 徹	198,500株	3.38%
楽 天 証 券 株 式 会 社	196,000株	3.34%
島 貫 宏 昌	179,500株	3.05%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	57,300株	0.97%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	57,200株	0.97%
鄒 積 人	50,000株	0.85%
株 式 会 社 SBI 証 券	47,500株	0.80%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	43,800株	0.74%
川 越 幸 夫	43,600株	0.74%

(注) 1. 持株比率は自己株式 (61,484株) を控除して計算しております。

2. 2021年8月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、MARILYN TANG氏が以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式等数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
MARILYN TANG	シンガポール国	797	25.99

3. 新株予約権等に関する事項

その他新株予約権等に関する重要な事項

第10回新株予約権

2019年1月25日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（有償ストックオプション）は、次のとおりであります。

決議年月日	2019年1月25日
新株予約権の数	1,320個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	132,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	626円（注）2
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり100円
新株予約権の行使期間	2019年8月15日～2024年2月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 627.0円 資本組入額 313.5円
新株予約権の行使の条件	① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権の行使の条件	② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
保有状況	新株予約権個数 1,210個 目的となる株式数 121,000株 保有者数 6名

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・(または併合) の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・(または併合) の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

第11回新株予約権

2020年2月21日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権（有償ストックオプション）は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年2月21日
新株予約権の数	460個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	46,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1,802円（注）2
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり1,100円
新株予約権の行使期間	2020年3月9日～2025年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,813.0円 資本組入額 906.5円
新株予約権の行使の条件	① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも権利行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権の行使の条件	② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
保有状況	新株予約権個数 457個 目的となる株式数 45,700株 保有者数 11名

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・(または併合)の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

第12回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権等）

2020年8月28日の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年8月28日
新株予約権の数	12,554個（注）3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,255,400株（注）3
新株予約権の行使時の払込金額※	当初行使価額 2,032円（注）4
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり1,043円
新株予約権の行使期間	2020年9月16日～2023年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注）5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
保有状況	新株予約権個数 9,163個 目的となる株式数 916,300株 保有者数 1名

※新株予約権の発行時(2020年9月16日)における内容を記載しております。

(注) 1. 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権の特質

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,255,400株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(1)①に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(2)に定義する。以下同じ。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。
- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。

- (4)行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、2020年8月27日（以下「発行決議日前取引日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する1,129円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(3)の規定を準用して調整されるものとする。）である（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(2)を参照）。
- (5)割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は1,255,400株（2020年7月31日現在の発行済株式総数（5,428,200株）に対する割合は23.13%、割当株式数は1,255,400株で確定している。）
- (6)本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：1,430,440,422円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
- (7)本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

3. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1)本新株予約権の目的である株式の総数は、1,255,400株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2)当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(3)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3)調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(3)②及び⑤による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(3)②eに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。
- ② 本新株予約権の行使価額は、当初2,032円とする。但し、行使価額は(2)又は(3)の定めるところに従い修正又は調整されるものとする。

(2) 行使価額の修正

行使価額は、下記「(注) 18. 本新株予約権の行使請求の方法」第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(3) 行使価額の調整

- ① 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項②に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & & \text{既発行} \\
 \text{行使価} & & \text{普通株} \\
 \text{額} & = & \text{式数} \\
 & & \text{調整前} \\
 & & \text{行使価} \\
 & & \text{額} \times \text{新発行・} \\
 & & \text{処分普通} \\
 & & \text{株式数} \\
 & & \times \text{1株当たりの払込金額} \\
 & & \text{時価} \\
 & & \text{既発行普通株式数+新発行・処分普通株式数}
 \end{array}$$

- ② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 本項④bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又は当社子会社の取締役又は従業員に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b. 株式の分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする）の翌日以降これを適用する。

- c. 本項④bに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（当社取締役会の決議に基づく当社又は当社子会社の取締役又は従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項④bに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- e. 本号a乃至cの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号a乃至cにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ④ a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所JASDAQ市場（東京証券取引所の市場区分の変更がなされた場合においては、当該変更後に当社株式が上場される市場とする。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - c. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項②eの場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。
- a. 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき
 - b. その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項②eに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	榊 沢 徹	株式会社THD総合研究所 代表取締役社長
代表取締役副社長	小 林 正 憲	株式会社多摩川電子 代表取締役社長
取 締 役	増 山 慶 太	株式会社多摩川エナジー 取締役 株式会社TOPコンサルティング 取締役 税理士法人トップ会計事務所 社員
取 締 役	上 林 典 子	上林法律事務所 弁護士
取 締 役	堀 雅 敏	株式会社多摩川電子 取締役
取 締 役	鈴 木 淳 一	株式会社多摩川電子 取締役 TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD 社長
取 締 役	日 下 成 人	株式会社クサカ 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	長 濱 隆	株式会社多摩川電子 監査役 株式会社多摩川エナジー 監査役
監 査 役	仲 田 隆 介	やじんき法律事務所 弁護士
監 査 役	古 川 清	古川清税理士事務所 税理士

- (注) 1. 取締役上林典子氏及び取締役日下成人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役仲田隆介氏及び監査役古川清氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役上林典子氏及び日下成人氏、監査役仲田隆介氏及び古川清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役古川清氏は、国税局及び金融庁において、長年にわたり培ってきた豊富な知見・経験等を備えており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は10,000,000円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害についての損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬としております。

また、決定方針の決定方法は、取締役会にて決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が決定方針との整合性を含め、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその検討を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第29回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第52回定時株主総会において、株式報酬の額を年額100,000千円以内（うち社外取締役4,000千円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第29回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役社長榊沢徹がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額です。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適正に行使されるよう監視

し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、取締役会の決議の内容に従って決定をしなければならないこととしております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	84,636 (16,165)	51,360 (9,960)	33,276 (6,205)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14,400 (8,400)	14,400 (8,400)	—	3 (2)

- (注) 1. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
2. 上記のほか社外役員1名が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は600千円です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	活 動 状 況
取締役	上 林 典 子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。
取締役	日 下 成 人	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席しました。議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
監査役	仲 田 隆 介	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。また、監査役会において、弁護士の職務を通じて培った豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役	古 川 清	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。また、監査役会において、金融庁や税理士の職務を通じて培った豊富な経験・見地から適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が20回ありました。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

①上林典子氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと考えております。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために発言を行っております。

②日下成人氏は、株式会社クサカの経営に長年にわたって携わり、企業経営に対する卓越した経験と見識を備えております。議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

(注) 監査法人アヴァンティアは、2021年6月25日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たに監査法人ハイビスカスが会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 報酬等の額（税抜）

	監査法人ハイビスカス
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の報酬について取締役から算出根拠の説明を受け、また会計監査人から監査計画の説明を受けて検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及びグループ各社のコンプライアンスの実現のため、取締役及び従業員全員が遵守すべき行動規範を定め、具体的遵守ルールとして「コンプライアンス規程」を制定する。各取締役はこれらの遵守を率先垂範するとともに、周知徹底をはかる。
- ロ. リスク及びコンプライアンスの管理を統括するために、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ハ. 社長直属の「内部監査室」を設置し、被監査部門から独立した内部監査体制を整備する。
- ニ. 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報制度を設け、その利用につき全従業員に周知徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役及び従業員の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ロ. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができる方法で保存、管理する。

③ リスク管理に関する体制

- イ. 各部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。リスク管理に関する特に重要なものについては取締役会に報告する。
- ロ. リスク・コンプライアンス委員会は、当社及びグループ各社のリスクの洗い出しと予防策の立案等、リスク管理に関する重要な事項を審議する。
- ハ. 内部監査室は、各部門が実施するリスク管理が、体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び監査を行う。

④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- イ. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。また必要と認められる場合は、適切な管理のもとに、電子書面決議を行うことができる。
- ロ. 取締役会は、当社及びグループ会社の中期経営目標並びに年間予算を決定

し、その執行状況を監督する。

⑤ 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制

- イ．当社は、グループ会社の遵法体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- ロ．グループ会社における経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う。
- ハ．監査役は内部監査室と連携をはかり、業務適正化に関する子会社の監査を行う。
- ニ．グループ会社における業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。

⑥ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- イ．取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ロ．取締役及び従業員は、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- ハ．監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告、または内部者通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行わない。

⑦ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ．監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができる。
- ロ．監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができる。また社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ハ．監査役は、いつでも役職員に対し、業務執行に関する事項の説明を求めることができる。
- ニ．監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ．代表取締役社長は、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。
- ロ．内部監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（改善状況）を把握、評価し、それを代表取締役社長及び監査役に

報告する。

- ハ．監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会において継続的に様々なリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。

内部監査室については独立した観点から定期的に内部監査を実施しており、法令・定款及び社内規程等に違反している事項が無いかを検証しております。

常勤監査役も、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、社内の重要会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重要な違反等が無いよう監視をしております。

（３）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、長期的な視野に立ち、会社の業績及び企業体質の強化等を総合的に勘案し、安定的且つ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保につきましては、将来の事業展開や経営基盤の強化、また、今後の急速な技術革新に備え、継続的な安定成長を目指しつつ、重点的且つ効率的に投資することで、有効に活用していくことを目指しております。

この方針のもと、当期の年間配当金は、１株当たり７円とさせていただきます。

次期配当につきましては、来期以降も更なる事業規模の拡大及び収益の最大化を目指しておりますので、１株につき５～３０円を見込んでおりますが、最終的な配当金額は今後の経営環境などを踏まえ判断していきたいと考えております。

今後も全社一丸となって、一層の収益力の向上及び企業体質の強化を図り、早期に株主の皆様にもさらなる利益還元できるよう取り組んでまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,810,444	流 動 負 債	1,786,153
現 金 及 び 預 金	2,060,604	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	700,884
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	2,205,186	短 期 借 入 金	146,655
商 品 及 び 製 品	781,903	1年内返済予定の長期借入金	267,873
仕 掛 品	1,077,617	リ ー ス 債 務	4,965
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	482,925	未 払 金	211,349
前 渡 金	57,205	未 払 法 人 税 等	67,927
そ の 他	172,694	契 約 負 債	42,782
貸 倒 引 当 金	△27,692	前 受 金	36,709
固 定 資 産	1,517,112	賞 与 引 当 金	100,980
有 形 固 定 資 産	832,302	製 品 保 証 引 当 金	55,986
建 物 及 び 構 築 物	148,617	そ の 他	150,038
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	197,417	固 定 負 債	1,130,731
工 具、器 具 及 び 備 品	170,580	社 債	100,000
土 地	315,686	長 期 借 入 金	584,527
建 設 仮 勘 定	0	リ ー ス 債 務	14,302
無 形 固 定 資 産	62,856	退 職 給 付 に 係 る 負 債	255,023
営 業 権	5,539	資 産 除 去 債 務	15,243
ソ フ ト ウ ェ ア	57,316	そ の 他	161,634
そ の 他	0	負 債 合 計	2,916,884
投 資 そ の 他 の 資 産	621,953	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	186,910	株 主 資 本	5,380,693
長 期 貸 付 金	187,457	資 本 金	2,485,241
繰 延 税 金 資 産	108,460	資 本 剰 余 金	1,683,419
そ の 他	139,124	利 益 剰 余 金	1,273,405
繰 延 資 産	31,841	自 己 株 式	△61,373
株 式 交 付 費	29,985	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	51,639
開 発 費	12	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,354
開 業 費	1,843	為 替 換 算 調 整 勘 定	36,285
資 産 合 計	8,359,398	新 株 予 約 権	10,180
		純 資 産 合 計	5,442,513
		負 債 純 資 産 合 計	8,359,398

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,236,197
売上原価		4,569,699
売上総利益		1,666,497
販売費及び一般管理費		1,287,486
営業利益		379,011
営業外収益		
受取利息	4,138	
受取配当金	527	
受取保険金	22,479	
その他の	11,765	38,911
営業外費用		
支払利息	24,850	
為替差損	7,892	
持分法による投資損失	3,794	
投資事業組合運用損	10,400	
株式交付費償却	21,568	
その他の	17,865	86,372
経常利益		331,550
特別利益		
固定資産売却益	478	
投資有価証券売却益	40	519
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	25,940	25,940
税金等調整前当期純利益		306,128
法人税、住民税及び事業税	73,654	
法人税等調整額	83,776	157,430
当期純利益		148,697
親会社株主に帰属する当期純利益		148,697

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,423,857	1,662,065	1,124,707	△61,373	5,149,257
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△40,029	—	—	△40,029
新株の発行	61,384	61,384	—	—	122,768
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	148,697	—	148,697
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	61,384	21,354	148,697	—	231,436
当期末残高	2,485,241	1,683,419	1,273,405	△61,373	5,380,693

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	7,847	△5,408	2,438	11,227	5,162,922
当期変動額					
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	—	—	—	△40,029
新株の発行	—	—	—	—	122,768
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	148,697
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,507	41,693	49,201	△1,046	48,154
当期変動額合計	7,507	41,693	49,201	△1,046	279,591
当期末残高	15,354	36,285	51,639	10,180	5,442,513

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	790,477	流 動 負 債	330,225
現金及び預金	436,926	短期借入金	50,000
売 掛 金	3,000	1年内返済予定の長期借入金	200,950
商品及び製品	167	1年内返済予定の関係会社長期借入金	12,000
関係会社短期貸付金	12,000	リ ー ス 債 務	1,363
前 払 費 用	41,823	未 払 金	30,696
未 収 入 金	139,798	未 払 費 用	2,711
そ の 他	184,694	未 払 法 人 税 等	19,535
貸 倒 引 当 金	△27,934	契 約 負 債	7,426
固 定 資 産	3,552,022	前 受 金	1,617
有 形 固 定 資 産	235,845	預 り 金	3,213
建 物	0	賞 与 引 当 金	710
機 械 及 び 装 置	0	固 定 負 債	341,710
工具、器具及び備品	5,916	長 期 借 入 金	67,405
車 両 運 搬 具	5,514	関係会社長期借入金	102,899
土 地	224,415	リ ー ス 債 務	4,852
建 設 仮 勘 定	0	退 職 給 付 引 当 金	1,485
無 形 固 定 資 産	0	社 債	100,000
ソ フ ト ウ ェ ア	0	そ の 他	65,067
投資その他の資産	3,316,176	負 債 合 計	671,935
投資有価証券	197,872	純 資 産 の 部	
関係会社株式	1,592,900	株 主 資 本	3,675,013
出 資 金	200	資 本 金	2,485,241
長期貸付金	50,000	資 本 剰 余 金	1,683,369
関係会社長期貸付金	1,456,796	資 本 準 備 金	1,196,584
繰 延 税 金 資 産	9,387	その他資本剰余金	486,784
そ の 他	68,487	利 益 剰 余 金	△432,223
貸 倒 引 当 金	△59,467	その他利益剰余金	△432,223
繰 延 資 産	29,985	繰 越 利 益 剰 余 金	△432,223
株 式 交 付 費	29,985	自 己 株 式	△61,373
資 産 合 計	4,372,484	評 価 ・ 換 算 差 額 等	15,354
		その他有価証券評価差額金	15,354
		新 株 予 約 権	10,180
		純 資 産 合 計	3,700,549
		負 債 純 資 産 合 計	4,372,484

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		216,771
売 上 総 利 益		216,771
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		394,514
営 業 損 失 (△)		△177,742
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21,077	
受 取 配 当 金	523	
為 替 差 益	0	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	77,338	
そ の 他	4,494	103,433
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,013	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	10,400	
株 式 交 付 費 償 却	21,568	39,982
経 常 損 失 (△)		△114,291
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	40	40
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	25,940	25,940
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△140,191
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△86,382	
法 人 税 等 調 整 額	△4,629	△91,011
当 期 純 損 失 (△)		△49,180

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	2,423,857	1,285,200	376,814	1,662,015	△383,043	△383,043
当期変動額						
資本準備金からその他 資本剰余金への振替	—	△150,000	150,000	—	—	—
剰余金（その他資本 剰余金）の配当	—	—	△40,029	△40,029	—	—
新株の発行	61,384	61,384	—	61,384	—	—
当期純損失（△）	—	—	—	—	△49,180	△49,180
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	61,384	△88,615	109,970	21,354	△49,180	△49,180
当期末残高	2,485,241	1,196,584	486,784	1,683,369	△432,223	△432,223

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△61,373	3,641,455	7,847	7,847	11,227	3,660,530
当期変動額						
資本準備金からその他 資本剰余金への振替	—	—	—	—	—	—
剰余金（その他資本 剰余金）の配当	—	△40,029	—	—	—	△40,029
新株の発行	—	122,768	—	—	—	122,768
当期純損失（△）	—	△49,180	—	—	—	△49,180
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	7,507	7,507	△1,046	6,460
当期変動額合計	—	33,558	7,507	7,507	△1,046	40,019
当期末残高	△61,373	3,675,013	15,354	15,354	10,180	3,700,549

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 崎 恆 平
指定社員 業務執行社員	公認会計士	瓜 生 憲 史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社多摩川ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 崎	恆 平
指定社員 業務執行社員	公認会計士	瓜 生	憲 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社多摩川ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社多摩川ホールディングス 監査役会

常勤監査役 長 濱 隆 (印)

社外監査役 仲 田 隆 介 (印)

社外監査役 古 川 清 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 資本準備金の額の減少の目的

資本政策上の柔軟性及び機動性を確保すること並びに株主様への配当原資を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少してその他資本剰余金に振り替え、その他資本剰余金を原資として期末配当を行うものです。

2. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少してその他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、資本準備金の額の減少が効力を生じる日は、2022年6月27日とする予定であります。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 : 400,000,000円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 : 400,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社株式の流動性の向上及び今後の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行第6条の発行可能株式総数を、現在の発行済み株式数の4倍以内（会社法第113条第3項）の総数まで拡張させるため変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更いたします。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第5条（条文省略） （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 13,419,600株とする。 第7条～第14条（条文省略） （株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供） 第15条 当社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類、事業報 告、計算書類および連結計算書類 に記載または表示をすべき事項に 係る情報を、法務省令に定めると ころに従いインターネットを利用 する方法で開示することにより、 株主に対して提供したものとみな すことができる。 ＜ 新 設 ＞	第1条～第5条（現行のとおり） （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 23,000,000株とする。 第7条～第14条（現行のとおり） ＜ 削 除 ＞ （電子提供措置等） 第15条 当社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容で ある情報について、電子提供措置 をとるものとする。

現行定款	変更案
第16条～第46条（条文省略） 【附 則】 1～3（条文省略） ＜ 新 設 ＞	<u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第16条～第46条（現行のとおり） 【附 則】 1～3（現行のとおり） 4. 令和4年6月24日 <u>第6条、第15条改訂</u> <u>附則5～7 新設</u> 5. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 6. <u>前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u> 7. <u>本附則は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	ます ざわ とおる 桝 沢 徹 (1961年5月11日生)	1985年4月 和光証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）入社 1994年6月 コメルツバンクサウスイーストアジア入社（マネージャー） 1998年6月 H S B C 銀行バイスプレジデント就任 1999年12月 パークレイズプライベートバンク ディレクター就任 2003年1月 タイムスクエアベンチャー マネージングディレクター就任 2003年7月 ジェイ・ブリッジ株式会社（現：アジア開発キャピタル株式会社）執行役員就任 2004年7月 同社 代表取締役社長就任 2012年4月 当社 執行役員就任 2012年6月 当社 代表取締役社長就任（現任） 2018年4月 株式会社多摩川エナジー 代表取締役社長就任 2018年6月 株式会社T H D 総合研究所 代表取締役社長就任（現任）	198,500株
2	こ ばやし まさ のり 小 林 正 憲 (1956年12月10日生)	1977年4月 株式会社富士計器入社 1981年12月 当社入社 1999年4月 当社 計測機器部部長 2005年6月 当社 取締役資材担当就任 2006年6月 当社 監査役就任 2011年6月 株式会社多摩川電子 取締役就任 2012年4月 同社 代表取締役社長就任（現任） 2014年6月 当社 代表取締役副社長就任（現任）	21,400株
3	ます やま けい た 増 山 慶 太 (1975年10月3日生)	2001年4月 エンゼル証券株式会社入社 2004年10月 フェニックスパートナー株式会社入社 2005年12月 ジェイ・ブリッジ株式会社（現：アジア開発キャピタル株式会社）入社 2014年6月 株式会社T O P コンサルティング 取締役就任（現任） 2015年6月 当社 取締役就任（現任） 2015年6月 株式会社多摩川電子 取締役就任 2015年11月 税理士登録 2015年12月 税理士法人トップ会計事務所 社員就任（現任） 2018年6月 株式会社多摩川エナジー 取締役就任（現任）	6,500株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	かみ ばやし のり こ 上 林 典 子 (1977年1月8日生)	2013年12月 弁護士登録 2013年12月 弁護士法人リレーション 社員就任 2015年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科 助教(現任) 2018年6月 当社 取締役就任(現任) 2019年4月 上林法律事務所入所	800株
5	ほり まさ はる 堀 雅 敏 (1971年7月11日生)	1993年9月 株式会社多摩川電子入社 2010年8月 同社 営業部部长 2017年10月 同社 取締役就任(現任) 2020年6月 当社 取締役就任(現任)	2,100株
6	すず き じゅん いち 鈴 木 淳 一 (1971年9月19日生)	1992年4月 株式会社多摩川電子入社 2008年4月 同社 設計部部长 2013年6月 同社 取締役就任(現任) 2015年4月 TAMAGAWA ELECTRONICS VIETNAM CO., LTD 社長就任(現任) 2020年6月 当社 取締役就任(現任)	5,200株
7	くさ か なる ひと 日 下 成 人 (1962年1月15日生)	1989年4月 株式会社クサカ 入社 1999年7月 同社 代表取締役就任(現任) 2009年6月 当社 取締役就任 2018年6月 当社 取締役退任 2020年6月 当社 取締役就任(現任)	1,800株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上林典子氏及び日下成人氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は上林典子氏及び日下成人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
- ①上林典子氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと考え、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者といたしました。
- 同氏には、弁護士としての経験を生かし、当社において主に独立性をもって経営の監視を遂行していただくことを期待しております。
- ②日下成人氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は株式会社クサカの経営に長年にわたって携わり、企業経営に対する卓越した経験と見識を備えておられる為、当社における社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- 同氏には、企業経営に対する卓越した経験と見識を生かし、引き続き当社の経営を監督していただくことを期待しております。
4. 当社は現在、上林典子氏及び日下成人氏との間において、責任限度額を金10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. ①上林典子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
②日下成人氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害についての損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役の古川清氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
ふる かわ きよし 古 川 清 (1955年1月12日生)	1978年4月 東京国税局 入局 1992年7月 同局不服審判所 出向 1995年7月 同局調査第一部 主査 1999年7月 金融監督庁 出向 2003年7月 東京国税局調査第一部 国際税務専門官 2005年7月 金融庁 検査局 審査課 課長補佐 2007年7月 同庁 検査局 総務課 特別検査官 2011年3月 同庁 退職 2011年7月 税理士登録 古川清税理士事務所開設 2018年6月 当社監査役 就任（現任）	一株

(注) 1. 古川清氏は、現任候補者であります。

2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 古川清氏は、社外監査役候補者であります。

なお、当社は古川清氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 社外監査役候補者の選任理由および独立性について

(1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性

① 古川清氏は、国税局及び金融庁において、長年にわたり培ってきた豊富な知見・経験等をもとに当社監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、過去の経験を活かした有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

② 社外監査役候補者は、過去10年間に当社または当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。）となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

③ 社外監査役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について

古川清氏は、国税局及び金融庁において、長年にわたり培ってきた豊富な知見・経験等を備えておられるため、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

5. 当社は現在、古川清氏との間において、責任限度額を金10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

6. 古川清氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害についての損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。当該補欠監査役候補者のうち、廣瀬晴三氏は社外監査役以外の補欠の監査役として、藤原陽敏氏は社外監査役の補欠の監査役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

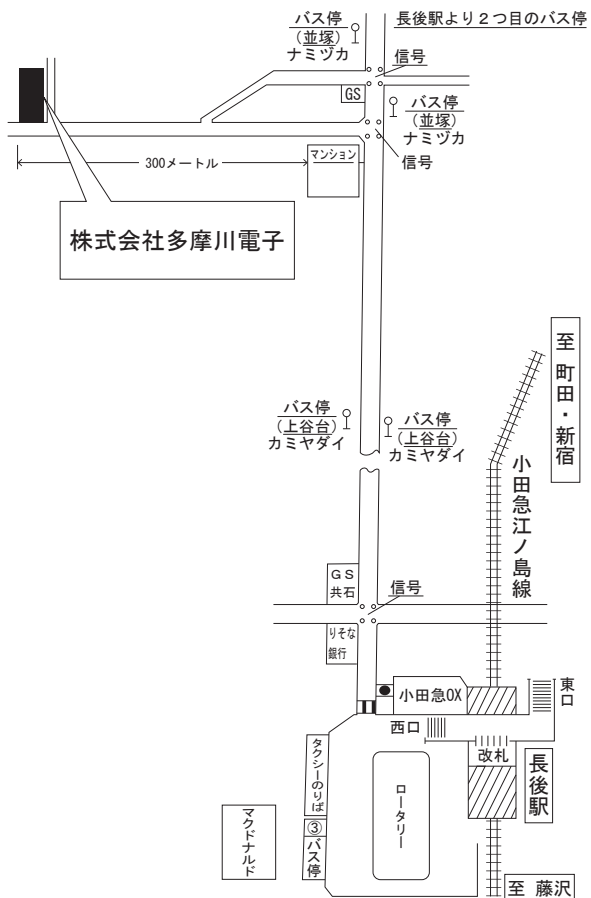
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひろせ はるぞう 廣瀬 晴三 (1952年7月17日生)	1973年4月 三菱電機株式会社 入社 2002年4月 三菱電機特機システム株式会社 鎌倉事業所副事業所長(兼)宇宙機器部長 2004年4月 同社 東部事業部 宇宙部門統括(兼)宇宙機器部長 2006年4月 同社 東部事業部 副事業部長(宇宙部門統括) 2008年6月 同社 取締役 東部事業部 副事業部長(宇宙部門統括) 2013年6月 三菱プレシジョン株式会社 常勤監査役 2018年1月 株式会社多摩川電子 顧問就任(現職)	一株
2	ふじわら ひとし 藤原 陽敏 (1951年2月19日生)	1973年4月 日本無線株式会社 入社 1994年6月 同社 技術第5測定器課長 2009年2月 同社 共通技術本部総合技術センター一長 2011年3月 同社 顧問 2016年3月 藤原計測開業	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤原陽敏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性
①藤原陽敏氏は、製造業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられ、その知識等を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
②補欠の社外監査役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
4. 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由
藤原陽敏氏は、製造業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しておられるため社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
5. 藤原陽敏氏が補欠監査役に選任され、その後、社外監査役に就任することとなった場合には、当社は、同氏との間において、責任限度額を10,000,000円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

第54回定時株主総会会場ご案内図



会場：神奈川県綾瀬市上土棚中3丁目11番23号
株式会社多摩川電子 3階会議室
TEL：0467-76-2291

交通：小田急江ノ島線長後駅下車 藤沢より
5つ目の駅（急行で2つ目）
バス③番乗場のバスに乗車し、2つ目
の並塚バス停下車